

実務者のための改正物流法の解説

令和7年6月



公益社団法人

全日本トラック協会



目 次

- ・ **改正物流法の経緯と概要について**
- ・ **改正貨物自動車運送事業法について**
- ・ **新物流効率化法について**

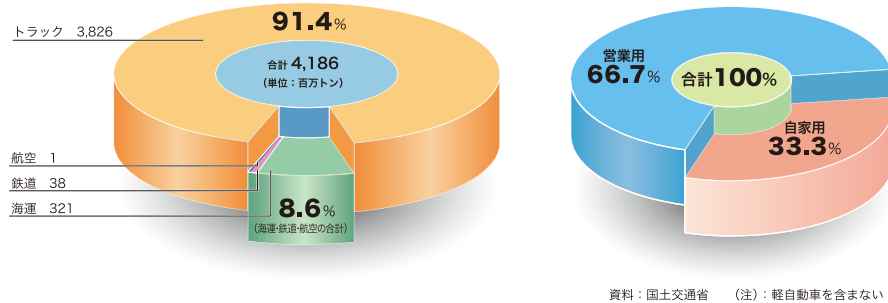
目 次

- ・ **改正物流法の経緯と概要について**
- ・ 改正貨物自動車運送事業法について
- ・ 新物流効率化法について

改正物流法の経緯と概要について

●国内貨物輸送の6割を担う営業用トラック輸送の持続的成長が必要

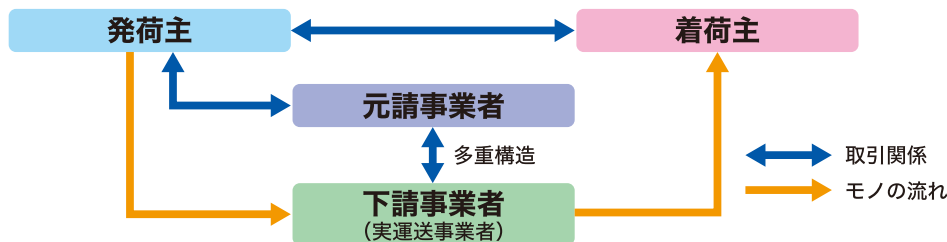
輸送機関別分担率 トラック輸送の分担率（トンベース）：令和4年度



●ドライバー不足問題への対応には、働き方改革により、他産業並みの労働時間と賃金水準など労働条件の改善が不可欠

●物流現場での働き方改革には、物流の取引条件の見直しが必要

物流の各プロセス（取引関係・モノの流れ）における課題



■法改正により全ての荷主と物流事業者に物流効率化への対応が義務に（努力義務を含む）

新物流効率化法

荷主・物流事業者に対する規制的措置

取り組むべき措置	効果(KPI)
荷待ち時間の短縮	年間ドライバー1人当たり125時間
荷役等時間の短縮	
積載効率の向上等	16%向上

改正貨物自動車運送事業法

トラック事業者の取引に関する規制的措置

- 運送契約の締結時に、書面交付を義務付け
- 実運送体制管理簿の作成と元請情報の通知を義務付け
- 健全化措置の努力義務化とあわせて、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任を義務付け

目 次

- ・ 改正物流法の経緯と概要について
- ・ **改正貨物自動車運送事業法について**
- ・ 新物効法について

● 運送契約の締結時に、書面交付が義務付けとなりました。

- ・ **運送契約の締結**に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、有料道路利用料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面の交付が義務付け**※されます。

※下請関係に入る第一種利用運送事業者にも義務が課されます。

● 健全化措置の努力義務化とあわせて、運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任が義務付けとなりました。

- ・ 利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について**努力義務**※が課されるとともに、一定規模以上の事業者に対し、この健全化措置に関する**管理規程の作成、管理者の選任が義務付け**されます。

※下請関係に入る第一種利用運送事業者にも努力義務が課されます。

● 実運送体制管理簿の作成 と下請情報の通知が義務付けとなりました。

- ・ **元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成が義務付け**されます。
- ・ また、**各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知が義務付け**されます。

①書面交付義務



荷 主



相互の
書面交付

- ・メール
- ・FAX
- ・データ連携也可



元 請



書面交付

- ・メール
- ・FAX
- ・データ連携也可



1 次 請

利用運送事業者を含む



書面交付

- ・メール
- ・FAX
- ・データ連携也可



実運送

②実運送体制管理簿

実運送体制管理簿の作成

(様式自由(既存の配車表等への追記でも可))

- ・実運送事業者の名称
- ・下請次数
- ・貨物の内容
- ・運送する区間等

実運送体制
管理簿を作成

日	区間	品名	数量	車種	台数	備考
0000	00	0000000	00	00	00	
0000	00	0000000	00	00	00	
0000	00	0000000	00	00	00	
0000	00	0000000	00	00	00	
0000	00	0000000	00	00	00	
0000	00	0000000	00	00	00	
0000	00	0000000	00	00	00	

元請情報等の通知

- ・元請の連絡先
- ・下請次数
- ・荷主の名称等

実運送事業者情報の通知

- ・実運送事業者の名称
- ・下請次数
- ・貨物の内容
- ・運送する区間等

元請情報等の通知

- ・元請の連絡先
- ・下請次数
- ・荷主の名称等

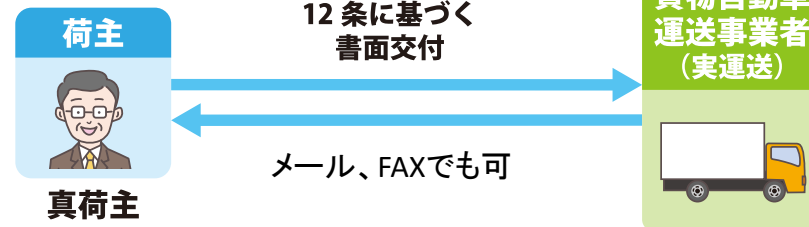
③健全化措置

利用運送量の多い事業者には
運送利用管理規程の作成や
管理者の選任義務 あり

- ◆運送の対価である運賃が明確化されていたとしても、荷役・附帯業務等の対価である料金や、燃料サーチャージ等の運送に係る追加費用について契約内容が明確化されていない場合は、実運送事業者が業務量に見合った適正な運賃・料金を収受できているのか否かを確認・判断できず、その改善が図られにくいという問題があります。また、着荷主先で、運送契約に含まれない附帯業務を強いられた場合であっても、トラックドライバーはその附帯業務が運送契約に含まれているのか否かを判別できず、断ることができないという問題があります。
- ◆このため、**荷主・トラック事業者等に対し、運送契約を締結する際に附帯業務の内容やその運賃・料金等について記載した書面の交付を義務付け、個々の運送ごとにおける契約の範囲や運賃・料金の明確化を図ります。**

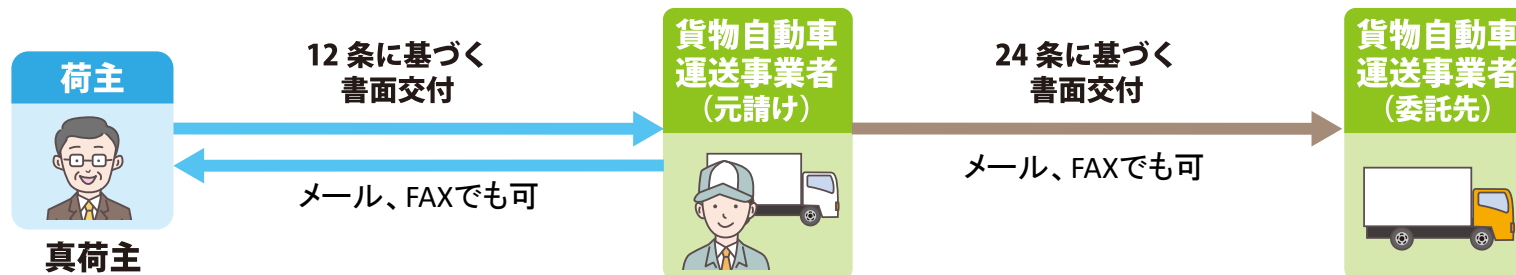
書面交付義務について②

基本的な考え方

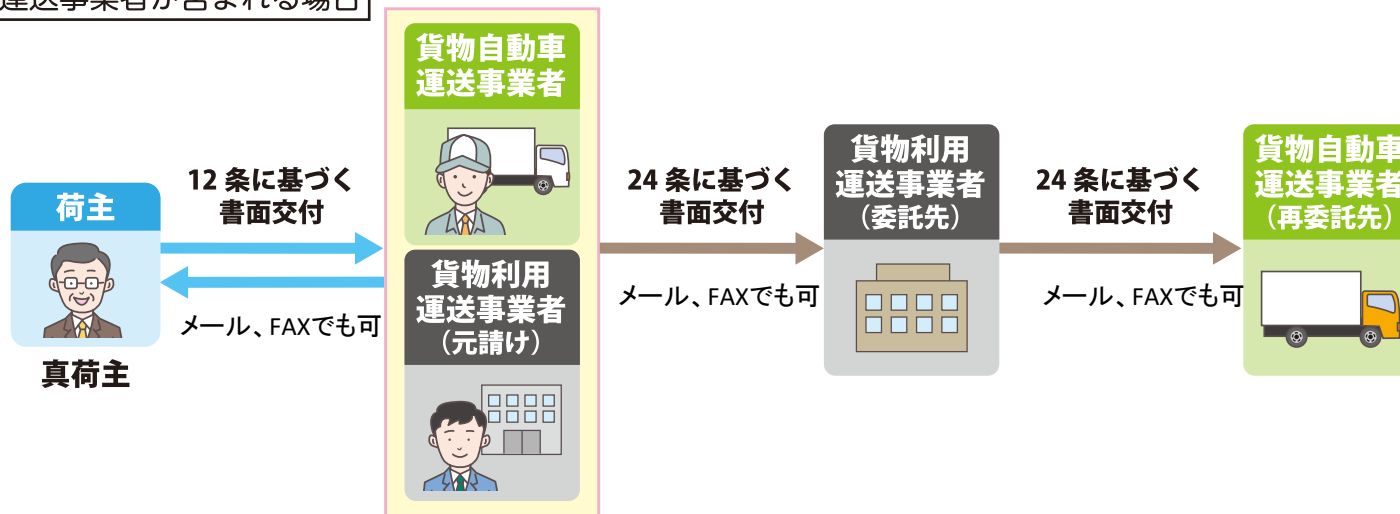


解説書 P12,13

他のトラック事業者へ委託する場合



下請構造の中に利用運送事業者が含まれる場合



【交付書面の記載事項】

- ① 運送の役務の内容及び対価
- ② 運送契約に運送の役務以外の役務（荷役作業、附帯業務等）が含まれる場合には、その内容及び対価
- ③ その他特別に生じる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

紙（書面）だけでなく
メールでも、FAXでも可

これまで使用していた様式を
活用することも可
（不足項目があれば対応が必要）

運送申込書／運送引受書

（※）申込書は本枠内を記入します。
ただし、申込者が個人（個人事業主を除く）又は貨物自動車運送事業法第12条第1項の「真荷主」である場合、申込時にグレー部分は空欄でも構いません。

欄は、書面交付義務における記載必須項目

I 運送契約の当事者等				申込日
申込者	社名又は氏名		電話	
			FAX	
	住所		E-mail	
			【担当者名】	
標準貨物自動車運送約款（令和〇年〇月〇日最終改正）の内容について承諾				
荷受人	社名又は氏名		電話	
			FAX	
	住所		E-mail	
			【担当者名】	
運送を引き受ける者	社名又は氏名		電話	
			FAX	
	住所		E-mail	
			【担当者名】	

II 運送の役務			
集貨先／発送地		集貨／発送の希望日時	
配達先／到着地		配達／到着の希望日時	
運送保険加入の委託	有 ・ 無		
品名	品質	重量又は容積	荷造りの種類及び個数
運送の扱種別		車種	台数

III 荷役作業・附帯業務等			
積込み作業の委託	無 ・ 有	予定作業時間（ ）	取卸し作業の委託
附帯業務の内容	無 ・ 有	予定作業時間（ ）	

IV 運賃及び料金				
運賃	円	燃料サーチャージ	円	
積込料	円	有料道路利用料（税込）	円	
取卸料	円			
待機時間料	円	（見込み待機時間： 分、 30分あたり単価： 円）		
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円
	荷造り	円	仕分け	円
	保管	円	検収及び検品	円
	横持ち及び縦持ち	円	棚入れ	円
	ラベル貼り	円	はい作業	円
	その他附帯業務（ ）	円		
消費税額	円	運賃及び料金の支払方法		
合計額	円			

V その他			
集貨／発送の予定日時		配達／到着の予定日時	
【車両番号】		【運転者名】	

・上記のとおり運送を引き受けます。

引受日

運送引受者（貨物自動車運送事業者）

書面交付義務について④

荷主⇔運送事業者間における参考様式(12条に基づく書面交付の参考様式)

欄は、書面交付義務における記載必須項目

運送申込書／運送引受書

申込日		申込No		作成者：	
申込者	会社名				営業所名
	住所				
	担当者名	Email	TEL		
引受者	会社名				営業所名
	住所				
	担当者名	Email	TEL		
品 名					
重量・容量		数量	附帯作業		
発地名		発地		希望日時	
着地名		着地		希望日時	
運 賃 (※)		燃料サーチャージ (※)		待機料 (※)	
有料道路料 (税込)		積み込み・取卸し料 (※)		その他附帯作業料 (※)	
割増料 (※)		消費税 (※印項目で計算)	0	合計	0
備考 (荷役作業等の内容、他)					
運送引受日		運賃及び料金の 支払い方法		支払期日	

・上記のとおり運送を引受けます。

運送引受者

書面交付義務について⑤

運送事業者⇔運送事業者間における参考様式(24条に基づく書面交付の参考様式)

欄は、書面交付義務における記載必須項目

運送申込書

申込日		申込No		作成者：	
申込者	会社名	営業所名			
	住所				
	担当者名	E mail	TEL		
引受者	会社名	営業所名			
	住所				
	担当者名	E mail	TEL		
品 名					
重量・容量		数量	附帯作業		
発地名		発地 希望日時			
着地名		着地 希望日時			
運 賃 (※)		燃料サーチャージ (※)	待機料 (※)		
有料道路料 (税込)		積み込み・取卸し料 (※)	その他附帯作業料 (※)		
割増料 (※)		消費税 (※印項目で計算)	0	合計	0
備考 (荷役作業等の内容、他)					
		運賃及び料金の 支払い方法	支払期日		

※上記の貨物運送は実運送体制管理簿の作成対象となりますので、以下を通知します。(対象とならない場合は空欄)

元請事業者名			
元請事業者連絡先	元請担当者名		
真荷主名	引受者(貴社)請負次数		

書面様式例の掲載場所

公益社団法人 全日本トラック協会 Japan Trucking Association

全ト協公式SNS

HOME ENGLISH

サイト内検索

全日本トラック協会の概要 トラック輸送業界の概要 会員の皆様へ ドライバーの皆様へ 一般の皆様へ 学生の皆様へ こどものページ

交通・運転マナーを守って！
プロトラックドライバーは一般ドライバーの見本に

- 急な車線変更
- 不用意なクラクション
- コンビニエンスストアや公共施設の駐車場等での長時間駐車
- 大型車進入禁止箇所等でのUターン
- 駐車場や道路へのゴミのポイ捨て

事業用トラックは車体が大いことから、一般乗用車より目立ち、上記の行為が交通弱者や沿道の住民の方にとって、より迷惑に感じられます。プロトラックドライバーは、交通法規を守るだけでなく、マナーを守り、一般ドライバーの見本となります。また、最近、交通トラブルによる事故等が社会問題化しています。道路交通法が改正され令和2年6月末からあり運転が厳罰化されるなど、マナーからルールへと状況は変わってきましたが、他車から迷惑行為を受けても冷静に対応するとともに、自身もより一層の安全運転に努めましょう。

事故防止特設ページ

事業用トラックドライバー研修テキスト(会員専用)

STOP!! 熱中症
R7年6月～熱中症対策が義務化

鉄鋼トラック物流目安箱

知ってますか？ 安全と安心 2つのマーク

貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)

引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)

外国人特定技能

求人情報

燃料価格高騰対策特設ページ

新物流効率化法

通報投稿フォーム

改正貨物自動車運送事業法標準的な運賃・標準運送約款

公益社団法人 全日本トラック協会 Japan Trucking Association

全ト協公式SNS

HOME ENGLISH

サイト内検索

全日本トラック協会の概要 トラック輸送業界の概要 会員の皆様へ ドライバーの皆様へ 一般の皆様へ 学生の皆様へ こどものページ

会員の皆様へ

- 安全対策
- 環境対策
- 労働対策
- 人材の確保・育成
- 適正化事業・Gマーク
- 経営改善対策、WebKIT
- IT活用・導入支援情報セキュリティ
- 事業法・標準的な運賃・標準運送約款
- 燃料高騰対策・取引適正化
- 道路対策
- 税制
- 福利厚生

HOME > 会員の皆様へ > 貨物自動車運送事業法・標準的な運賃・標準運送約款 > 貨物自動車運送事業法

令和7年4月1日施行 改正貨物自動車運送事業法

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律と合わせ、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)が第213回通常国会で成立し、令和6年5月15日に公布され、令和7年4月1日から施行されました。

トラック事業者の取引に対する規制(概要)

- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。
- 荷主・トラック事業者・利用運送事業者に対し、運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。)等について記載した書面による交付等を義務付け。
- トラック事業者・利用運送事業者に対し、他の事業者の運送の利用(=下請けに出す行為)の適正化について努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付け。

◆国土交通省 説明会資料

公益社団法人 全日本トラック協会 Japan Trucking Association

全ト協公式SNS

HOME ENGLISH

サイト内検索

全日本トラック協会の概要 トラック輸送業界の概要 会員の皆様へ ドライバーの皆様へ 一般の皆様へ 学生の皆様へ こどものページ

会員の皆様へ

HOME > 会員の皆様へ > 貨物自動車運送事業法・標準的な運賃・標準運送約款

貨物自動車運送事業法・標準的な運賃・標準運送約款

貨物自動車運送事業法 令和7年4月の改正内容

標準的な運賃

標準運送約款

新着情報

2025/04/14 標準的な運賃の選定・活用状況等に関する調査実施に係る協力依頼について(国土交通省)(※4月30日まで期間を延長しました)

2025/04/03 改正貨物自動車運送事業法Q&A(令和7年3月31日時点)、運送利用管理規程等様式例が公表されました(国土交通省)

改正貨物自動車運送事業法関係 書面 様式例

●運送申込書/運送引受書 様式例

- 国土交通省標準運送約款通達準拠 運送申込書・運送引受書(ひな形)
- 全ト協作成様式 運送申込書・運送引受書(ひな形)

●実運送体制管理簿 様式例

- 国土交通省説明会資料 参考様式

【前年度の利用運送量が100万トン以上の特別貨物自動車運送事業者のみ対象】

●運送利用管理規程 様式例 (2025.4.2掲載)

- 運送利用管理規程(例)

●運送利用管理規程 届出書 様式例 (2025.4.10更新)

- 運送利用管理規程 届出書(様式例)

●運送利用管理者 選任届出書 様式例 (2025.4.2掲載)

- 運送利用管理者 選任届出書(様式例)

※上記様式は例として掲載しておりますので、各社の実態に応じて修正、変更していただき、ご活用ください。
また、今後、修正、変更する場合がありますのでご了承ください。

書面交付義務について⑦

電子メールによる場合のサンプル(国交省Q&Aの内容を全ト協で一部加工)

荷主→運送事業者宛ての運送依頼メール

運送事業者→荷主宛ての運送依頼受託メール

□□運輸(株) 御中

下記のとおり運送を依頼いたします。よろしくお願いいたします。

発地：〇〇食品 A工場 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1 電話番号：000-111-2222

車種等：冷凍車1両、貸切距離制

品名：冷凍食品1トン(10パレット)

積込：4/25 12時(〇〇食品 A工場)

積込作業の委託：有、30分程度

着地：△△商店 △△県△△市△△3-3-3 電話番号：000-555-6666

取卸：4/25 15時(△△商店)

取卸作業の委託：有、30分程度

附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・棚入れ作業

運送保険加入の委託：無

支払方法：R7.5.31 銀行振込

〇〇食品(株) 〇〇課 国土 花子

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

TEL:000-111-〇〇〇〇 / FAX:000-222-〇〇〇〇

E-MAIL: 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇.co.jp

〇〇食品(株) 国土さま

いつもお世話になっております。

メールにてご依頼のありました4月25日運送依頼の件、承りました。

運賃及び料金につきましては、以下のとおりとなります。

運賃 50,000 円

有料道路利用料(税込) 4,000 円、燃料サーチャージ 2,000 円、

積込料及び取卸料 5,000 円、附帯業務料：3,000 円

消費税 6,000 円

合計：70,000 円

□□運輸(株) □□課 運輸 一郎

〒xxx-xxxx

〇〇県□□市□□2-2-2

Tel:000-333-xxxx / Fax:000-444-xxxx

-----Original Message-----

From: 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇.co.jp

Sent: 2025.4.21 10:10 AM

To: 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇.co.jp

Subject: 4月25日運送依頼

よくある質問例（国土交通省作成 改正貨物自動車運送事業法 Q&Aより抜粋）

Q&A P4,5

問2-6 運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していなければいけませんか。

答 運送契約締結時に未定の事項がある場合（例えば附帯業務の有無など）、当該事項以外の事項について書面交付を行い、**後日内容が決定した時点で、その内容について記載した書面を別途交付するという対応をとることについては問題ありません。**この場合、当初交付した書面（以下「当初書面」という。）と後日交付した書面（以下「後日書面」という。）の関連性を確認できるようにしておく必要があります。また、**後日交付する書面については、遅くとも運送が行われる前には交付しなければなりません。**

問2-6-2 問2-6の場合、書面の保存期間の考え方はどのようになりますか。

答 後日書面の交付をもって書面交付義務が完全に履行されたものと考えられますので、**当初書面も含めて、後日書面を交付した日から1年間保存**する必要があります。

問2-8 有料道路利用料について、交付書面には通行予定の有料道路の利用料を記載していたところ、当日の道路状況により通行区間を変更したため、利用料が予定していた額と異なるものになりました。このとき、実際に要した有料道路利用料について改めて書面を交付する必要はありますか。

答 実際に要した有料道路利用料について**改めて書面を交付する必要はありません**が、運賃・料金等について変更が生じた場合の取扱いについては、運送契約の締結時にあらかじめ取り決めておくことが望ましいです。

問2-10 基本契約書を交付していれば、日々の運送依頼について書面交付は不要でしょうか。

Q&A P5

答 法定事項が基本契約書で網羅されていれば、日々の運送依頼について書面交付は不要ですが、例えば、附帯業務の有無が運送ごとに異なり、各運送依頼時にその有無が確定するような場合には、それぞれの運送依頼ごとに当該附帯業務の有無等について記載した書面を交付する必要があります。

(基本契約書 例)

貨物運送基本契約書

〇〇株式会社(以下、「甲」という。)&△△株式会社(以下、「乙」という。)&は甲の指定する貨物運送に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条(目的)

甲は乙に、甲の指定する貨物の運送業務(以下、「本件業務」という。)を委託し、その対価として所定の運賃・料金を乙に支払うことを約し、乙は甲の委託の趣旨に従い本件業務を忠実に履行することを約した。

第2条(基本原則)

甲および乙は、取引が相互の信頼に基礎を置き、乙は甲の所有に係る貨物を、甲の指定する場所へ迅速かつ安全確実に輸送する業務を有償にて引き受ける。

第3条(業務の範囲)

甲が乙に委託する業務は次の通りとする。

- ① 甲の指定する貨物を甲の運送センターから甲指定の場所への運送する業務
- ② 前号に定める業務に附帯する業務

第4条(運賃・料金、燃料サーチャージ、附帯作業料金等の諸費用)

甲の本件業務にかかる運賃・料金、燃料サーチャージ、附帯作業料金等の諸費用は、甲乙協議し、別紙「覚書」の運賃・料金表により定める。

第5条(運賃・料金の改定)

運賃・料金は、契約期間中でも、燃料の高騰、公租公課の変更、消費税の見直しなどその他の理由から不相当となったときは、甲乙協議のうえ改定することができる。

第6条(支払方法)

乙は第3条に定める運賃・料金を毎月〇日をもって締切り、翌月〇日までに甲に消費税を加算して請求書を交付し、甲は翌月〇日に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、指定日が金融機関休業日の場合は翌営業日とする。尚、振込手数料は甲の負担とする。

(覚書 例)

覚 書

〇〇株式会社(以下、「甲」という。)&△△株式会社(以下、「乙」という。)&は平成〇年〇月〇日付け、締結した貨物運送基本契約(以下「本契約」という。)&の第3条(運賃・料金、燃料サーチャージ、附帯作業料金等の諸費用)について、次の通り覚書を締結する。

1 貨物運送の業務範囲

- (1) 甲が取扱う貨物の運送業務。
- (2) その他上記に附帯する業務。

2 運賃・料金、燃料サーチャージ、附帯作業料金等の諸費用

(1) 運賃表

業務内容	車種	計算単位	料金	条件
神戸⇄広島	14トン	運行回数	円	往復運賃、早朝、深夜の時間帯割増あり
神戸～大阪間の運送業務	10トン	運行回数	円	片道運賃、早朝、深夜の時間帯割増あり
神戸市内 配送業務	3トン	8時間	円	駐車場料金等別途支払い

(2) 燃料サーチャージ

別途燃料サーチャージに関する覚書により適用する。

(3) 料金表

- ・荷待ち、取卸し時間: 1時間当たり 3,500円/時の割増し
- ・高速道路料金、フェリー料金は実費分を支払(領収書を提出)
- ・積内作業(フォークリフト) 貨物の積込、取卸し作業 5,000円/円

3 有効期間

本覚書の有効期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに双方より書類による別段の意思表示がないときは、本契約は同一条件にて更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

以上、本覚書を証するため本書2通作成し、甲・乙のそれぞれが記名・捺印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲
住 所

名 称 印

乙
住 所

名 称 印

問2-24 印紙税の取扱いはどうになりますか。

答 改正トラック法に基づき交付する書面が印紙税法上の課税文書になるか否かは、**当事者間において運送契約の成立を証する目的で作成する文書に該当するか否かにより判断**することとなります。

この点、契約とは申込みと承諾によって成立するものであるため、契約の申込事実を記載した申込書、注文書、依頼書などは、通常、印紙税の課税対象にはなりません。つまり、改正トラック法第12条第1項又は第24条第2項に基づき、委託元から委託先に対して運送申込書を交付する場合は、基本的に印紙税の課税対象にはなりません（ただし、（※1）に該当する場合は課税対象となる）。

他方で、トラック事業者が荷主から貨物の運送を引き受けた際に荷主に交付する文書で、その文書に運送物品の種類、数量、運賃、発地、着地等運送契約の成立の事実を証する事実が具体的に記載され、貨物運送引受けの証としているものは、その文書の標題のいかんにかかわらず、運送に関する契約書として印紙税の課税対象となります（※2）。

つまり、改正トラック法第12条第1項に基づき、委託先から委託元に対して例えばP6（本説明資料ではP5）のような運送引受書を書面で交付する場合、当該引受書は「運送契約の成立を証する目的で作成する文書」に該当し、印紙税の課税対象となります。

なお、**電子メールやファックス等の電磁的方法による場合には、課税物件は存在しないこととなりますので、印紙税の課税対象にはなりません。**

（※1）委託元から委託先に対して運送申込書を交付する場合であっても、例えば・契約当事者の間の基本契約書等に基づく申込みであることが記載されていて、一方の申込みにより自動的に契約が成立することとなっている場合における当該申込書・見積書その他の契約の相手方当事者の作成した文書等に基づく申込みであることが記載されている当該申込書・契約当事者双方の署名又は押印があるものなどについては、「運送契約の成立を証する目的で作成する文書」に該当し、印紙税の課税対象となります。

（※2）貨物の運送に関して作成される文書に対する印紙税の取扱いが国税庁ウェブサイトで整理されていますので、参考にしてください。

【国税庁ウェブサイトURL】 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/11/05.htm>

書面化アプリケーションの提供について

- ・貨物自動車運送事業法の改正により**運送契約の締結に際して**、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した**書面交付が令和7年4月より義務化**された。
- ・運賃・料金未定の状態での配送が商慣習として成立していたが、今後は事前に契約内容の確認が必要となるため、**運送契約を効率的に得意先と取り交わすアプリケーションを会員事業者は無償で提供する。**

システム構成

クラウド上にサーバを保有し、その環境下で本システムを稼働。
本システムは、**Webアプリケーション（WEBブラウザで動作するアプリ）**で実現する。

動作環境

OS：Windows11

ブラウザ：GoogleChrome、MicrosoftEdge（その他は動作保証外）

種別：パソコンに該当するもの（スマホやタブレットは対象外）

スケジュール

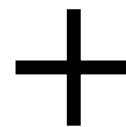
- ・**令和7年7月以降**、利用申込みのあった会員事業者に対して**アプリケーションを提供予定。**
- ・都道府県ト協トラック協会から会員事業者にアカウントを発行。
- ・本格的な運用前に**経営改善・DX委員会委員・青年部会を対象にテスト運用**を実施予定。

システム入力画面イメージ

The screenshot displays a web application interface for managing shipping orders. It features a top navigation bar with links like 'ホーム', '申込一覧', and '受領一覧'. The main content area is divided into sections for '申込一覧>運送引受入力' and '引受者情報'. The '申込一覧' section shows a list of orders with columns for '申込番号', '基準申込番号', '会社名', '営業所', '担当者', '千番号', '住所', 'TEL', '支払方法', and '承認設定'. The '引受者情報' section shows detailed information for two companies: '株式会社タイガー' and '株式会社タイガー運輸'. It includes fields for '法人番号', 'E-mail', '会社名', '営業所', '担当者', '千番号', '住所', 'TEL', '支払方法', and '承認設定'. The bottom section shows '自社請負回数', '元請け', '荷主名', '元請け名', '元請け連絡先', '元請け担当者名', '発地名', '発地希望日時', '着地名', '着地希望日時', '品名', '重量・容量', '数量', '単位', '運賃', '燃料サーチャージ', '待機料', '有料道路料', '附帯作業', '備考', and 'キャンセル' buttons.

- ◆多重下請構造が生じている場合においては、荷主や元請事業者は、自らの荷物についてどのトラック事業者が実運送していて、またそれが何次請けとなっているかを把握できていないことも多く、こうした場合、実運送事業者が適正な料金・運賃を収受できているか把握できないという問題や、細かい作業指示が通らずトラブルが発生しかねないという問題があります。
- ◆このため、**元請事業者に対し、利用運送を行った場合に、実運送事業者の名称や請負階層等に関する情報を記載した実運送体制管理簿の作成が義務付けとなりました。**
- ◆**真荷主についてはその実運送体制管理簿の閲覧の請求ができるようにすることで、真荷主・元請事業者双方において多重下請構造の可視化を図ります。**

管理簿作成義務



情報通知義務

管理簿作成義務

解説書 P22



● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5 トン以上の貨物です。

- ・ 対象となる貨物の重量は、1.5 トン以上です。
- ・ 実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

国土交通省 「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」 (令和7年1月31日時点)(抜粋)

問 「1.5 トン」 はどの段階で判断するのでしょうか。

答 真荷主から運送依頼があった時点で判断します。1.5 トン以上の貨物の運送依頼であれば作成対象となり、1.5 トン未満であれば対象になりません。実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ありません。なお、実重量が把握できない場合は、容積換算重量にて判断いただくことも差し支えありません。

■ 作成義務が生じるのは、
事業者の規模にかかわらず、
真荷主から引き受けた貨物の運送について、
一部でも他の貨物自動車運送事業者の行う
運送を利用した場合に、
真荷主から貨物の運送を引き受けた
元請事業者が作成することとなります。

参考様式

こちらの様式も全ト協ホームページからダウンロード可能です。

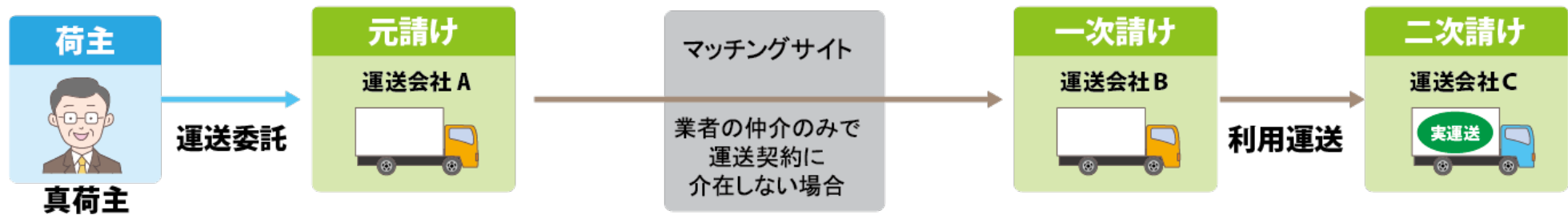
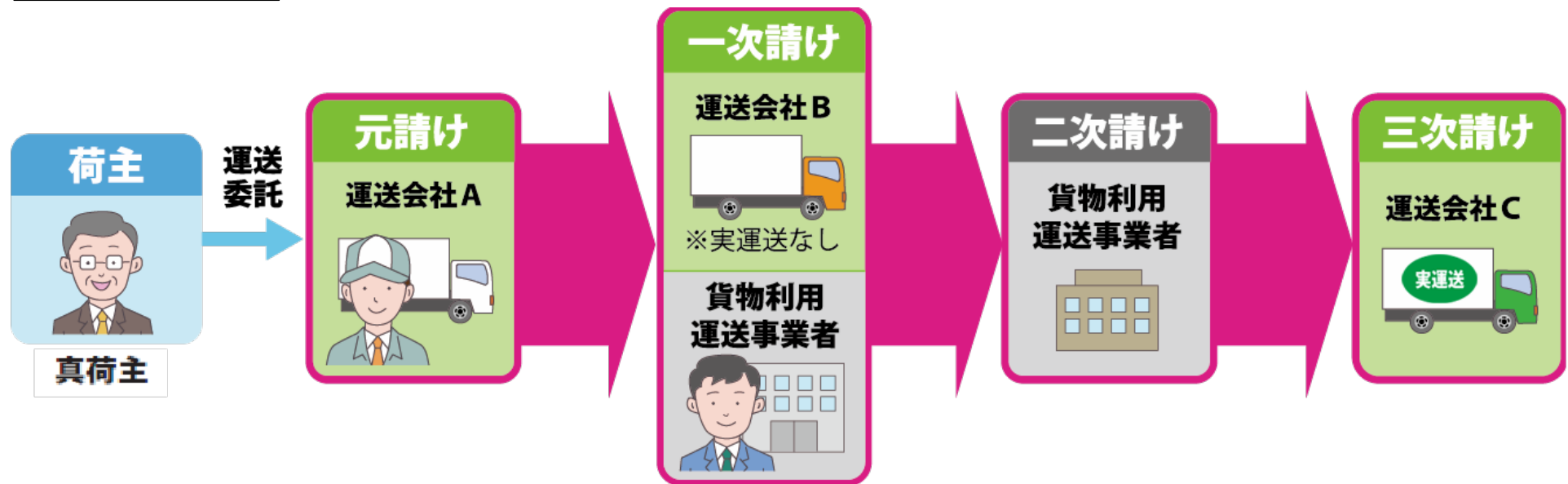
実運送体制管理簿

欄は、実運送体制管理簿における記載必須項目

積込日	真荷主の 商号又は名称	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の 商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	備考

- ・実運送事業者の**商号又は名称**
- ・実運送事業者が実運送を行う**貨物の内容及び区間**
- ・実運送事業者の**請負階層（１次請け、２次請け等）**

次数の数え方



情報通知義務

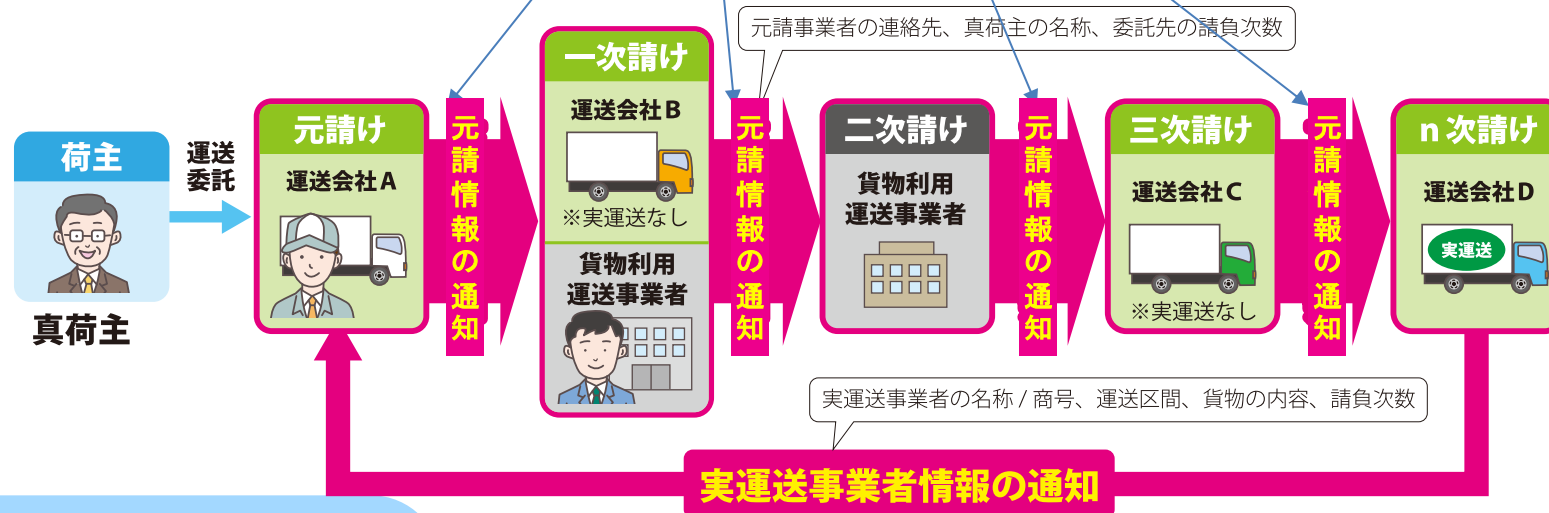
解説書 P23

運送申込書			
申込日	申込No.	作成者:	
申込者	会社名	住所	電話番号
担当者	会社名	Email	TEL
引受者	会社名	住所	電話番号
担当者	会社名	Email	TEL
品名	重量・容量	数量	荷役作業
発地名	着地名	希望日時	希望日時
運賃	燃料サーチャージ	特種料	その他荷役作業料
有料道路料 (税込)	積み込み・取卸し料	消費税	合計
割増料	割増料	0	0
備考	(荷役作業等の内容、他)		
運賃及び料金の支払い方法			支払期日
※上記の貨物運送は実運送体制管理簿の作成対象となりますので、以下を通知します。(対象とならない場合は空欄)			
元請事業者名		元請担当者名	
元請事業者連絡先		引受者(貴社) 請負回数	
真荷主名			

24条に基づく書面交付の参考様式

元請情報の通知項目

- ① 元請事業者の連絡先(名称を含む)
- ② 真荷主の名称
- ③ 委託先の請負回数



実運送事業者情報の通知項目

- ① 実運送事業者の名称/商号
- ② 運送区間
- ③ 貨物の内容
- ④ 請負回数

よくある質問例 (国土交通省作成 改正貨物自動車運送事業法 Q&Aより抜粋)

Q&A P20,21,22

Q&A P17

問4-10 問4-1について「真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合」とは、どのような状況を言うのでしょうか。

答 系列化等により下請構造が固定化されている場合など、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、当該貨物の運送について、**実運送を行う貨物自動車運送事業者やそこに至るまでの委託関係（下請構造）が明らかに**なっている場合を指します。

このような場合、真荷主及び元請事業者はともに実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態となるため、**一度実運送体制管理簿を作成**すれば、それ以降に行う当該真荷主に係る貨物の運送については、当該実運送体制管理簿に記録する必要はありません。

ただし、委託関係（下請構造）や**実運送事業者が異なる運送を行った場合**には、当該運送について**実運送体制管理簿に記録**しなければなりません。

問4-10-3 問4-10について、利用運送先の貨物自動車運送事業者を特定少数に限定している場合も対象になりますか。

答 利用運送先の貨物自動車運送事業者が一者でない場合であっても、貨物の種類や運送区間等に応じて利用運送先を使い分けているなど、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、**実運送事業者及びその請負階層が実質的に特定できる**ような場合には、貨物の運送ごとの記録は要しません。

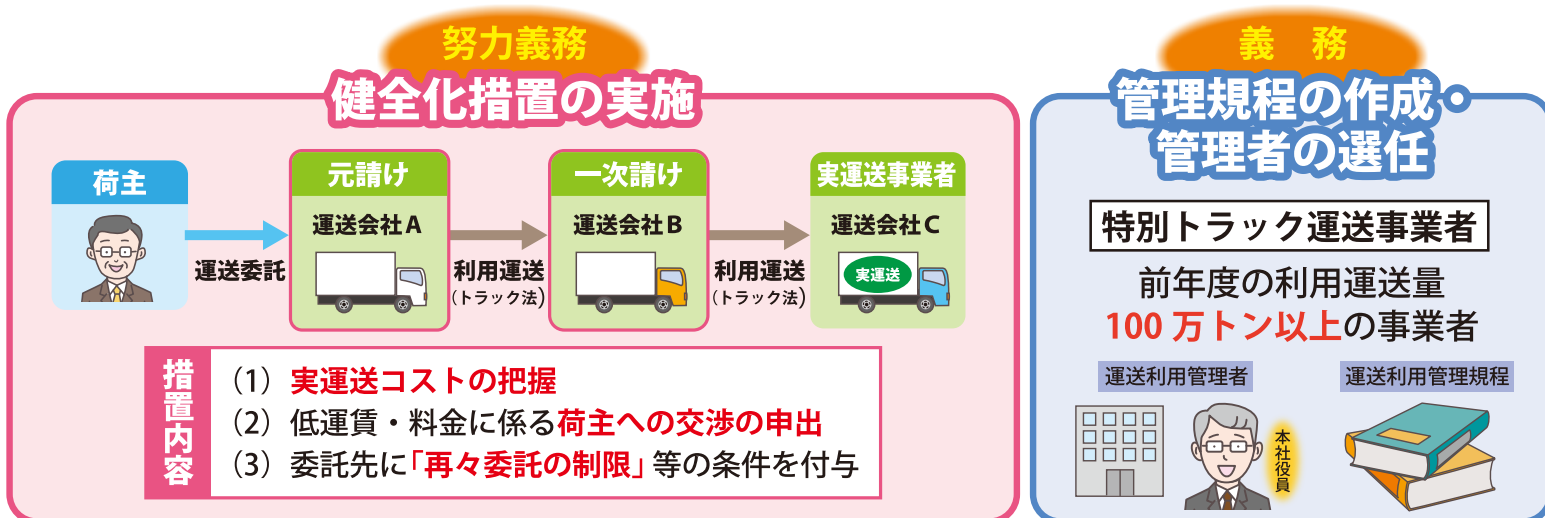
他方で、利用運送先の貨物自動車運送事業者を特定少数に限定していたとしても、荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、**実運送を行う貨物自動車運送事業者及びその請負階層が特定されないような場合には、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿に記録**する必要があります。

問4-14 実運送体制管理簿はいつまでに作成すればよいでしょうか。

答 作成期限について具体的な定めはありませんが、運送完了後遅滞なく作成することが望ましいです。なお、例えば**一月分をまとめて当該月の末日や翌月初めに作成するという対応をとることについては特に問題ないもの**と考えられます。

健全化措置(努力義務①)

- ◆多重下請構造が生じている場合において、末端の実運送事業者が収受する対価を適正化させるには、真荷主⇒元請け、元請け⇒1次請けといった、真荷主と末端の実運送事業者との間にある**全ての発注行為**の適正化が図られる必要があります。
- ◆このため、**トラック事業者等に対し、委託先への発注行為の適正化を図ることを努力義務**として課し、その主体的な取組を促します。
- ◆**一定規模以上のトラック事業者については、その実施を担保するための措置（運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任）が義務付けられます。**



1

利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。



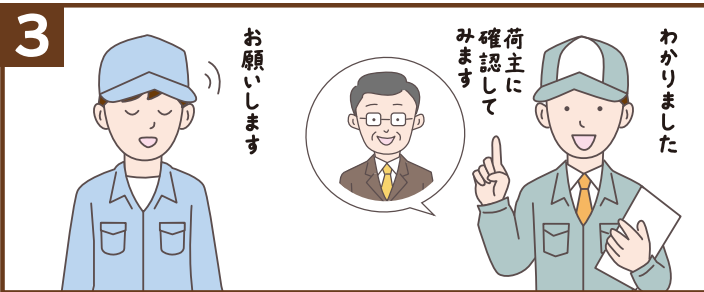
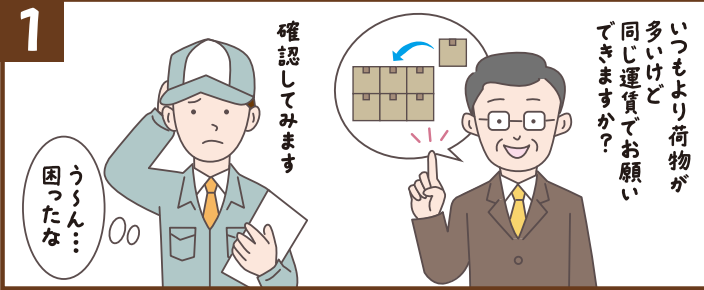
2

「荷主が提示する運賃・料金 < ①の概算額」である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。



3

委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。



目 次

- ・ 改正物流法の経緯と概要について
- ・ 改正貨物自動車運送事業法について
- ・ **新物流効率化法について**

新物流効率化法 規制措置の全体像

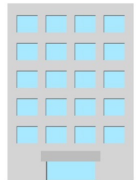
全ての事業者

実効性の確保
のための事項

関係事業者間での連携推進 等

主に発荷主

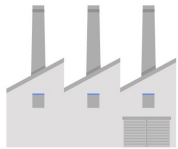
第1種荷主



積載効率の向上

荷待ち時間の短縮

荷役等時間の短縮



特定第1種荷主
取扱量**9万**トン以上【予定】
中長期計画・定期報告【義務】
物流統括管理者の選任【義務】



貨物自動車運送事業者

積載効率の向上

特定事業者
保有車両**150**台以上【予定】
中長期計画・定期報告【義務】

主に着荷主

第2種荷主



積載効率の向上

荷待ち時間の短縮

荷役等時間の短縮



特定第2種荷主
取扱量**9万**トン以上【予定】
中長期計画・定期報告【義務】
物流統括管理者の選任【義務】

具体的な目標

積載効率の向上

16%
向上

荷待ち時間の短縮

125時間
/年・人

+

荷役等時間の短縮

短縮

貨物自動車関連事業者

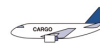


倉庫

港湾

航空

鉄道



荷待ち時間の短縮

荷役等時間の短縮

荷役等時間の短縮

特定事業者
保管量**70万**トン以上【予定】
中長期計画・定期報告【義務】

連鎖化事業者



フランチャイズチェーン本部

積載効率の向上

荷待ち時間の短縮

特定連鎖化事業者
取扱量**9万**トン以上【予定】
中長期計画・定期報告【義務】
物流統括管理者の選任【義務】

貨物自動車運送事業者

積載効率の向上

- 複数の荷主の貨物の積み合わせ、輸送網の集約
- 配送の共同化
- 復荷（帰り荷）の確保による実車率の向上
- 配車・運行計画の最適化
- 輸送量に応じた大型車両の導入

荷主（発荷主・着荷主）

積載効率の向上

- 適切なリードタイムの確保
- 貨物の出入荷量の適正化
- 配車計画又は運行経路の最適化
- 部門間の連携を促進

荷待ち時間の短縮

- 貨物の入出荷時の日時等を分散
- トラックの到着日時を調整
- 寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散

荷役等時間の短縮

- 荷役等の効率化を図る
- 検査の効率化を図る
- 荷役等を円滑に行うことができる環境を整える

荷主（発荷主・着荷主）の取組が進まなければ、貨物自動車運送事業者の取組が進むことは困難

⇒ **荷主（発荷主・着荷主）の取組促進が重要**

荷主(発荷主・着荷主)の判断基準の簡易チェックリスト

積載効率の向上	荷待ち時間の短縮	荷役等時間の短縮
＜第一種荷主＞ □ トラック事業者が他の貨物との積合せなど積載効率の向上等の措置を講ずるために必要な時間を把握すること等により、適切なリードタイムを確保すること □ 貨物の量の平準化、受渡し日時の集約等により、貨物の出入荷量の適正化を図ること □ 配車・運行計画作成システムの導入等により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと □ 上記の取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の運送に係る部門間の連携を促進すること ＜第二種荷主＞ □ 第一種荷主が積載効率の向上等の取組のために協議したい旨を申し出た場合は、必要な協力を行うこと □ 上記の取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の受渡しに係る部門間の連携を促進すること	＜第一種荷主＞ ＜第二種荷主＞ □ 集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握すること等により、貨物の入出荷時の日時等を分散させること □ トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整すること □ 寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させること	＜第一種荷主＞ □ パレット等の荷役の効率化に資する輸送器具の導入、一貫パレチゼーション実現のための標準仕様パレット等の使用、荷役等を省力化するための貨物の荷造り、フォークリフトや荷役等作業員の適切に配置等により、荷役等の効率化を図ること □ 第二種荷主、倉庫業者等に対して出荷情報を事前に通知すること、検査を効率的に実施するための機械を導入すること等により、検査の効率化を図ること □ 荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること ＜第二種荷主＞ □ 検査を効率的に実施するための機械の導入等により、検査の効率化を図ること □ フォークリフトや荷役等作業員の適切な配置等により、荷役等の効率化を図ること □ 荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること

日本商工会議所作成パンフレット



商工会議所からのお知らせ

すべての荷主企業の皆様へ！

中小企業も
対象！

物流危機を乗り越えるため、協力して**物流効率化**に取り組みましょう！



物流危機って、ドライバーが不足する物流事業者だけの問題じゃないの？

「モノが運べない」物流危機を乗り越えるために、物流事業者だけでなく荷主、消費者もみんな力で合わせて効率化に取り組む必要があります

モノが運べないのは困る！それなら、わが社の物流も見直さなきゃ！でも、具体的に何をどうすれば良いの？



- ▶ 物流効率化法等が 2024 年に改正され、物流事業者のほか、荷物を送る側・受け取る側となる**「すべての荷主企業」にも努力義務が課されます**
- ▶ さらに、一定規模以上の事業者には物流効率化の取組みが義務化されます

2025年
4月から

I 【すべての荷主企業・物流事業者が対象】 努力義務化される取組み

取組 1 ムダなく運ぶ (積載効率の向上)

【政府目標(2028年度)】
5割の車両で**積載効率50%**

<具体的な取組み例>

- ・共同配送
- ・発送量・納入量の適正化
- ・余裕あるリードタイム設定
- ・納品日・運送先の集約
- ・配車システムの導入
- ・復荷の確保

など

取組例：共同配送



取組 2 ロスタイムを減らす (荷待ちの時間短縮)

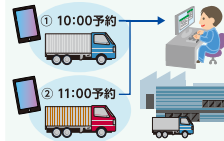
【政府目標(2028年度)】
5割の運行で1運行あたりの**荷待ち・荷役時間を2時間以内**

<具体的な取組み例>

- ・予約受付システムの導入
- ・混雑を回避した日時設定
- ・出荷・納品日時の分散

など

取組例：予約受付システム導入



取組 3 作業を効率化する (荷役等の時間短縮)

【政府目標(2028年度)】
5割の運行で1運行あたりの**荷待ち・荷役時間を2時間以内**

<具体的な取組み例>

- ・パレット、フォークリフト等の導入
- ・仕分けラインの新増設
- ・商品識別タグの導入
- ・荷捌き場のスペース確保
- ・倉庫の自動化
- ・作業員の適正な配置

など

取組例：パレット導入、検品効率化



トラック・物流Gメンって
どんなことをしているの？

・トラック・物流Gメンは、物流危機の解決を目指して国土交通省が設置した専門部隊です。荷主と物流事業者等の取引適正化に向け、監視強化のために活動しています。
・長時間の荷待ちなど**トラック事業者の法令違反の原因となる行為をしている悪質な荷主**に対して、働きかけ、要請等の是正指導を実施しています。指導後も、改善がみられない場合、**勧告(社名公表)**になる可能性があります。

II 【特定事業者(一定規模以上)が対象】 義務化される取組み

2026年4月
施行予定

<“特定事業者”となる事業規模> ※一部検討中

特定荷主：取扱貨物重量9万トン以上

※年度における貨物の取扱量
国内の上位 3200 社程度が該当

倉庫事業者：貨物保管量 70 万トン以上

特定物流事業者：保有車両台数 150 台以上

<特定事業主に義務化される取組み>

- ① 全荷主・物流事業者が取組むべき措置(取組1～3)に関する**中長期計画の策定、提出**
- ② 実施状況の**定期報告**
- ③ 役員レベルの**物流統括管理者(CLO)の選任**(荷主のみ)

※ 取組が不十分な場合、国が**勧告・命令等**を実施

物流効率化に向けた設備投資等に活用できる支援策があります！ 詳細は**裏面**へ！

(出典) 日本商工会議所ホームページ 中小企業向け改正物効法の施行に伴う周知チラシ
「すべての荷主企業の皆様へ！物流危機を乗り越えるため、協力して物流効率化に取り組みましょう！」を作成・公表
<https://www.jcci.or.jp/news/jcci/2025/0324155318.html>

国土交通省作成パンフレット



物流効率化法の 規制的措置について

抜本的・総合的な物流対策の推進に向け法改正を行いました。



経済産業省作成パンフレット



物流効率化法 解説パンフレット

～荷主・連鎖化事業者向け～



全ト協 新物流効率化法ページ

公益社団法人
全日本トラック協会
Japan Trucking Association

全ト協公式SNS

LINE X YouTube

サイト内検索

HOME ENGLISH

全日本トラック協会の概要

トラック輸送業界の概要

会員の皆様へ

ドライバーの皆様へ

一般の皆様へ

学生の皆様へ

こどものページ

交通・運転マナーを守って！

プロトラックドライバーは一般ドライバーの見本に

- 急な車線変更
- 大型車進入禁止箇所等でのUターン
- 不用意なクラクション
- 駐車場や道路へのゴミのポイ捨て
- コンビニエンスストアや公共施設の駐車場等での長時間駐車

事業用トラックは車体が大いことから、一般乗用車より目立ち、上記の行為が交通弱者や沿道の住民の方にとって、より迷惑に感じられます。プロトラックドライバーは、交通法規を守るだけでなく、マナーを守り、一般ドライバーの見本となります。また、最近、交通トラブルによる事故等が社会問題化しています。道路交通法が改正され令和2年6月末からあり運転が厳罰化されるなど、マナーからルールへと状況は変わってきましたが、他車から迷惑行為を受けても冷静に対応するとともに、自身もより一層の安全運転に努めましょう。

事故防止特設ページ

事業用トラックドライバー研修テキスト（会員専用）

トラックドライバーの食生活と健康管理（YouTube動画）（全6回）公開中！

鉄鋼物流の悩み事ありませんか？ 目安箱

知っていますか？ 安全と安心 2つのマーク

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）

引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）

外国人特定技能

求人情報

国土交通省 標準的運賃実態調査アンケート

新物流効率化法

働き方改革（2024年問題）特設ページ

通報投稿フォーム

改正貨物自動車運送事業法 標準的な運賃・標準運送約款

公益社団法人
全日本トラック協会
Japan Trucking Association

全ト協公式SNS

LINE X YouTube

サイト内検索

HOME ENGLISH

全日本トラック協会の概要

トラック輸送業界の概要

会員の皆様へ

ドライバーの皆様へ

一般の皆様へ

学生の皆様へ

こどものページ

会員の皆様へ

安全対策

環境対策

労働対策

人材の確保・育成

適正化事業・Gマーク

経営改善対策・WebKIT

HOME > 会員の皆様へ > 貨物自動車運送事業法・標準的な運賃・標準運送約款 > 新物流効率化法・2024年問題特設ページ

新物流効率化法・2024年問題特設ページ

新物流効率化法ページ

働き方改革（2024年問題）特設ページ

公益社団法人
全日本トラック協会
Japan Trucking Association

全ト協公式SNS

LINE X YouTube

サイト内検索

HOME ENGLISH

全日本トラック協会の概要

トラック輸送業界の概要

会員の皆様へ

ドライバーの皆様へ

一般の皆様へ

学生の皆様へ

こどものページ

会員の皆様へ

安全対策

環境対策

労働対策

人材の確保・育成

適正化事業・Gマーク

経営改善対策・WebKIT

IT活用・導入支援

情報セキュリティ

事業法・標準的な運賃・標準運送約款

燃料高騰対策・取引適正化

道路対策

税制

規制・要望

助成制度

セミナー・資格制度

引越・宅配

次世代・新技術車両情報

SDGs

調査・研究

主な刊行物

トラックステーション

『広報とらつく』

リクルート

HOME > 会員の皆様へ > 改正貨物自動車運送事業法 > 貨物自動車運送事業法・標準的な運賃・標準運送約款 > 令和7年4月1日施行 新物流効率化法

令和7年4月1日施行 新物流効率化法

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）が第213回通常国会で成立し、令和6年5月15日に公布され、令和7年4月1日（一部内容は、令和8年4月1日予定）から施行されました。

『物流効率化法』理解促進ポータルサイト

物流効率化法の改正ポイントを取りまとめたポータルサイトが開設されました（令和7年3月31日公開）

物流効率化法に関する「荷主・運輸事業者・貨物自動車運送事業者・貨物自動車運送事業者」の努力義務や一定規模以上の特定事業者に課せられる事項等について解説されています。

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

5分でわかる物流効率化法のポイント

物流効率化法の改正ポイント（冊子）

物流効率化法の規制措置について

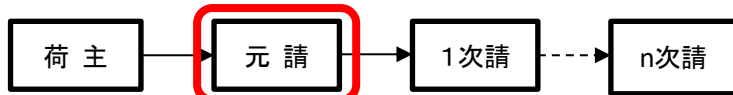
荷主・物流事業者に対する規制の内容

『物流効率化法』に関する法律（新物流効率化法、新物流法）

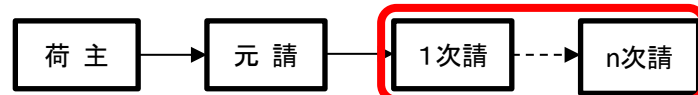


全てのトラック事業者

元請の立場で取引をする場合



元請以外の立場で取引をする場合



□ 荷主への書面(運送引受書)の交付 **義務**
(荷主との相互交付)

□ 委託先事業者への書面(運送申込書)の交付 **義務**

□ 委託先への健全化措置(発注の適正化) **努力義務**

□ 実運送体制管理簿の作成 **義務**

□ 実運送情報の通知(実運送した場合、元請事業者へ) **義務**

□ 元請情報等の通知(再委託する場合、委託先へ) **義務**

□ 積載効率の向上等の取り組み **努力義務**

□ 荷待時間・荷役時間等の記録 **義務**

事業法

物効法

一定規模以上の事業者

上記項目に加え、規模に応じて下記の義務が課せられます。

前年度利用運送量100万t以上

□ 運送利用管理規程の策定 **義務**
□ 運送利用管理者の選任 **義務**

保有車両台数150台以上

□ 積載効率の向上等の取り組みに関する
□ 中長期計画の策定と定期報告 **義務** 令和8年4月から